

奈良県公安委員会告示第11号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定に基づき、猟銃及び空気銃の取扱い等に関する講習会を開催することとしたので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年2月9日

奈良県公安委員会

委員長 中村 憲 兒

1 受講対象者

奈良県内に住所を有する者で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 現に法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持許可を受けていない者であって、新たに所持許可を受けようとしているもの（以下「初心者」という。）
- (2) 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者（以下「経験者」という。）

2 開催日時及び場所並びに定員

(1) 初心者

開催日時	場 所	定 員
平成28年5月27日（金） 午前10時から午後5時まで	大和高田市西町1番60号 奈良県中和労働会館	40人
平成28年8月26日（金） 午前10時から午後5時まで	同 上	40人

(2) 経験者

開催日時	場 所	定 員

平成28年4月22日（金） 午後2時から午後5時まで	大和高田市西町1番60号 奈良県中和労働会館	40人
平成28年5月13日（金） 午後2時から午後5時まで	同 上	100人
平成28年6月10日（金） 午後2時から午後5時まで	同 上	100人
平成28年7月8日（金） 午後2時から午後5時まで	同 上	100人
平成28年8月5日（金） 午後2時から午後5時まで	同 上	100人
平成28年9月9日（金） 午後2時から午後5時まで	同 上	100人

3 講習内容

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講手続

受講しようとする者は、講習を希望する日の2週間前までに、次により申込みを行うこと。

(1) 申込場所

住所地を管轄する警察署（田原本警察庁舎、宇陀警察庁舎、御所警察庁舎、十津川警察庁舎及びさくら警察庁舎を含む。以下同じ。）の生活安全課（係）

(2) 提出書類

ア 猟銃等講習受講申込書 1通

イ 写真（申込書提出前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦

の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの) 1枚

5 講習手数料(受講申込みのときに奈良県収入証紙で納付すること。)

(1) 初心者 6,800円

(2) 経験者 3,000円

なお、申込みをした講習を受講しなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 その他

(1) 携行品

筆記具及び印鑑

(2) 問い合わせ先

ア 奈良県内の警察署生活安全課(係)

イ 警察本部生活安全部生活安全企画課

電話番号0742-23-0110 内線3045・3046